

ハローワーク美濃加茂
25・2178

再就職を希望する65歳未満の人を常用労働者および短時間労働者として3人以上雇用した場合に、新規創業に係る経費おびひ労働者の雇い入れについて奨励金が給付されます。

詳しく述べは、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) でご確認ください。



市生活安全推進員
高木 良明さん

交通事故に関する問題を商法対策など、気軽に相談ください。

生活安全相談室

職業相談

中濃地域人材チャレンジセンター

若い人を対象とした仕事に関する相談に応じます。

△内 容 やりたい仕事の探し方、面接攻略法模擬面接の実施)など

咲咲えみ參觀曰

ご自由に
参観ください

市内の小・中学校では、学校の教育活動の様子を市民の皆さんに知っていただくために、毎月「ほほえみ参観日」を実施しています。

◇と き ◇ 9月15日(水)

※山之上小学校は26日(日)に実施します
※詳細はそれぞれの学校にお問い合わせください

學校教育課 內線 342

国民年金保険料免除制度

国民年金の保険料は、40年間(20歳から60歳まで)の納付が必要ですが、所得の減少や失業などで経済的に保険料の納付が困難な場合に、本人の申請によって保険料の納付を免除する制度があります。

保険料免除制度には、全額免除と半額免除があります。

◆全額免除制度

1. 保険料(月額: 13,300円)が全額免除されます
 2. 免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、その期間分の老齢基礎年金の額は全額を納めた場合の3分の1になります

◆半額免除制度

1. 保険料の半額が免除され、半額(月額：6,650円)を納めます
 2. 半額免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されます
が、その期間分の老齢基礎年金の額は全額を納めた場合の3分の2になります

※半額免除を承認されても、半額の保険料を納めない場合は未納期間となります

◆申請方法

- ①から③を持参し、市民課年金係へ申請してください

 - ① 年金手帳
 - ② 印鑑（本人が署名する場合は不要です）
 - ③ 失業などの場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写しなど

※承認期間は7月(または、申請した月の前月)から翌年6月までになりますので、7月から免除を希望する場合は、8月末までに申請してください。なお、6月まで承認を受けている人で、引き続き7月から免除を希望する場合は、8月末までに申請が必要になります

※保険料免除の承認を受けるためには、毎年申請
が必要です